

2024年6月からの診療報酬改定による新規算定項目についての説明

外来・在宅ベースアップ評価料

この評価料は皆様がより良い医療サービスを受けられるようにするためのものです。病院での待ち時間の短縮、診察や検査の質を向上させるために使われます。これにより早期に病気を発見し、適切な治療を受けることができるようになります。ご負担いただく金額によって医療機関は外来診療レベルのベースアップを実現し、より高い水準の医療を維持し提供できるようになります。

外来感染症対策向上加算

当院では皆さんに安全な医療環境を提供するため感染症対策を強化しており、外来感染症対策向上加算として診療費に加算されています。この費用は院内の消毒や感染防止対策に使われ、皆さんが安心して受診できるようにするためのものです。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

医療DX推進体制整備加算

当院では、皆さんにより良い医療を提供するために、デジタル技術を積極的に取り入れています。このため、医療DX推進体制整備加算として、診療費に〇〇円が加算されます。この費用は、電子カルテの導入や遠隔診療の拡充、デジタル化された医療情報の迅速な共有などに使われています。これにより、診察が効率化され、皆さんがより迅速で正確な医療を受けられるようになります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

医療情報取得加算

皆さんのマイナンバー保険証を通じて医療情報を取得・管理し、必要なときに迅速に活用するため『医療情報取得加算』として、診療費に加算されております。この費用は皆さんの診療記録や投薬内容、過去の病歴などの情報を適切に管理し共有するために使われます。これにより、診断や治療がより正確で迅速に行えるようになり、複数の医師が一貫した治療方針を立てやすくなります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

生活習慣病管理料

2024年6月から、当院での高血圧、糖尿病、脂質異常症の管理について、新たに『生活習慣病管理料』が設定されました。これまでの特定疾患管理料に代わり皆さんの生活習慣の改善を含めた総合的な管理が行われます。この変更はより質の高い医療サービスを提供し、皆さんの健康をよりしっかりとサポートするためのものです。具体的には食事や運動の指導が強化され、定期的なフォローアップが充実します。費用が多少変わることがありますが、皆さんがより良い健康状態を維持するための取り組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

□ 生活習慣病管理料(Ⅱ)の場合と特定疾患療養管理料の比較

	脂質異常症		高血圧		糖尿病	
	旧	新	旧	新	旧	新
再診	73	75	73	75	73	75
外管	52		52		52	
管理料	225	333	225	333	225	333
特処2	66		66		66	
処方箋料	68	60	68	60	68	60
合計	484	468	484	468	484	468
差額(新-旧)	-16		-16		-16	
旧生活習慣病管理料との差	-361		-411		-511	